

# 医療安全のための指針

山口県立こころの医療センター

## 1. 目的

この指針は、山口県立こころの医療センター（以下「こころの医療センター」という。）における医療事故等（医療行為以外の事故を含む。）を防止し、安全を確保しつつ、医療の質の向上に努めるとともに、発生した事故に対し、速やかに対処方法等を検討して適切な解決を図り、もって安全な医療の確保に資することを目的とする。

## 2. 医療安全のための基本的な考え方

医療の現場での手違いは、人の命を脅かすものであるだけに、安全な医療の提供に向けての不断の努力は、医療機関及び医療に携わる者の責務である。

医療従事者は、常に新しい知識・技術の習得に努め、医療安全を自分自身の課題として認識する必要があるが、個人的な取組以上に、病院として、組織的に、患者が安心して安全な医療を受けられ、医療従事者が安心して安全な医療が提供できるような環境を整備することが必要である。そのためには、こころの医療センターの医療事故防止対策及び事故発生時の組織的な対応を明確にするとともに、不十分な点があれば改善する体制を構築していかなければならない。

また、こころの医療センターは精神科の病院であり、患者の予期せぬ行動が医療事故を発生させることがありうる。医療従事者は常に、患者の利益を優先し、万全の配慮を払い、医療に携わることが大切であり、そうした配慮に欠けたときに少なからぬ医療事故が発生することを自覚することが大切である。

## 3. 組織及び体制

こころの医療センターにおける医療安全対策と患者の安全確保を推進するために、次に掲げる組織を設置し、委員を配置する。

### (1) 医療安全管理委員会

医療事故等の防止対策及び発生した事故に対する適切な解決、対処方法等を検討するため、医療安全管理委員会を設置する。

医療安全管理委員会は、各部署における医療安全管理に係る責任者等で構成し、以下の業務を行う。

- ア 医療事故防止対策の検討に関すること。
- イ 医療事故の情報収集、調査分析及び再発防止策の作成に関すること。
- ウ 医療事故の再発防止対策の実施状況の確認及び効果の検証に関すること。
- エ 医療事故防止のために行う職員に対する指示に関すること。
- オ 医療事故防止のための啓発、教育に関すること。
- カ 医療安全対策マニュアル（ガイドライン）等の作成、検討に関すること。

キ その他医療安全対策の検討に関すること。

## (2) 医療安全管理部門

適切かつ効率的に事故防止を図り、安全管理を行うために、院内の組織横断的に医療安全対策を推進する医療安全管理部門を設置する。

医療安全管理部門の構成員は、リスクマネージャーとして活動し、以下の業務を行う。

- ア ヒヤリ・ハットレポートの集計、分析、管理に関すること。
- イ ヒヤリ・ハットおよび医療事故発生時における現場調査、情報収集、事故分析・再発防止活動に関すること。
- ウ 医療安全に関する情報の収集、発信、啓蒙に関すること
- エ 医療安全ラウンドおよびカンファレンスの定期的な実施、記録に関すること。
- オ 医療安全管理のための部署間の調整、対策の提案に関すること。
- カ 医療安全確保のための業務改善計画の作成、実施、評価に関すること。
- キ 医療安全対策マニュアル（ガイドライン）等の作成、修正、管理に関すること。
- ク 医療安全に関する職員への教育、研修の企画・運営に関すること。
- ケ 医療安全に関する患者相談に対する対応に関すること。
- コ 医療安全管理委員会の事務局的対応に関すること。
- サ その他医療安全対策の推進に関すること。

## (3) 医療事故対策本部

重大な医療事故が発生した場合には、病院として必要な判断を行い、医療事故に対して迅速かつ的確に対応するために、必要に応じて医療事故対策本部を設置する。

## (4) 医療事故調査委員会

こころの医療センターが提供した医療に起因または起因すると疑われる予期しなかった死亡事故が発生した場合には、速やかにその原因を明らかにする調査を行うために、医療事故調査委員会を設置する。

## (5) 医療事故相談窓口

医療事故に関する相談や苦情に対応するために、医療事故相談窓口を設置する。なお、医療事故相談窓口は、医療相談窓口と併設する。

## (6) 医療安全管理者

医療安全管理者は、院長から委譲された権限に基づいて、安全管理に関する院内の体制の構築に参画し、委員会等の円滑な運営を支援する。また、医療安全に関する職員への教育・研修、情報の収集と分析、対策の立案、事故発生時の初動対応、再発防止策立案、発生予防および発生した事故の影響拡大の防止等に努める。そしてこれらを通し、院内の安全文化の醸成を促進する。

- ア 医療安全管理部門の業務に関する企画立案および評価を行うこと。
- イ 定期的に院内を巡回し、各部門における医療安全対策の実施状況を把握・分析し、医療安全確保のために必要な業務改善等の具体的な対策を推進すること。
- ウ 各部門におけるリスク対策担当者への支援を行うこと。
- エ 医療安全対策の体制確保のための各部門との調整を行うこと。
- オ 医療安全対策に係る体制を確保するための職員研修の企画・実施すること。
- カ 相談窓口等の担当者と密接な連携を図り、医療安全対策に係る患者・家族の相談に適切に応じる体制を支援すること。

#### (7) 医療機器安全管理責任者

医療機器の安全使用の責任者として、医療法に基づき配置する。医療機器安全管理責任者は以下の業務を行う。

- ア 職員に対する医療機器の安全使用のための研修の実施。
- イ 医療機器の保守点検に関する計画の策定および保守点検の適切な実施。
- ウ 医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医療機器の安全使用を目的とした改善のための方策等の実施。

#### (8) 医薬品安全管理責任者

医薬品の安全使用のために必要となる情報の収集、その他医薬品の安全確保を目的とした改善のための方策を実施させるため、医薬品安全管理責任者を置く。医薬品安全管理責任者は、医薬品に関する十分な知識を有するものとする。医薬品安全管理責任者は医薬品の安全使用に係る業務の内、以下の業務について主要な役割を担う。

- ア 医薬品の添付文書の情報のほか、医薬品製造販売業者、行政機関、学術誌等からの情報の収集、管理。
- イ 得られた情報で必要なものについての当該情報に係る医薬品を取り扱う職員への周知。
- ウ 医薬品の業務手順書に基づき業務が行われているかについての定期的な確認と記録。
- エ その他、医薬品の安全使用に関する事項。

#### 4. 医療事故の公表

院長は、「地方独立行政法人山口県立病院機構における医療事故公表基準等について」に基づき、医療事故に係る公表を行う。公表に当たっては、患者のプライバシーや人権に配慮しなければならない。

#### 5. 医療安全管理のためのマニュアル（ガイドライン）の整備

医療安全管理の徹底を図るため、医療安全対策マニュアル（ガイドライン）を作成するとともに、その内容が職員に周知徹底されるように努める。

## 6. 医療安全管理のための研修の実施

職員の安全に関する意識を高め、対応能力の向上を図るため、職員に対する教育・研修を計画的に実施する。

研修は、医療安全管理の基本的な考え方、事故防止の具体的な手法等を全職員に周知徹底することを通じて、職員個々の安全意識の向上を図るとともに、本院全体の医療安全を向上させることを目指す。

## 7. 指針の周知及び見直し

医療安全管理部門は、本指針について全職員に周知徹底するとともに、適時適切に本指針の見直しを行い、医療安全管理の向上に努めなければならない。

## 8. 指針の閲覧

本指針は、山口県立こころの医療センターホームページに掲載するとともに、患者及びその家族から閲覧の求めがあった場合は、これに応じるものとする。

## 附則

この指針は、平成19年4月1日から施行する。

この指針は、平成22年4月1日から施行する。

この指針は、平成23年4月1日から施行する。

この指針は、平成28年2月1日から施行する。

この指針は、平成29年7月1日から施行する。

この指針は、令和2年4月1日から施行する。

この指針は、令和2年10月1日から施行する。